

教職員の不祥事防止校内ルール

備前市立備前中学校

教職員には「教育に携わるものとしての自覚や使命感、強い自制心を持ち、県民の疑惑や不信をいささかでも招くことのないよう行動すること」が求められている。そのため、不祥事防止に関する体制・環境の整備、研修の実施等により、風通しの良い職場づくりに努め、生徒・保護者・地域から信頼される学校をめざす。

- 1 生徒の個人情報に係る書類やデータの保護に努める。やむを得ず校外に持ち出すときは「個人情報持出記録簿」に記入し、校長の許可を得る。
- 2 生徒の電話番号・メールアドレス等の個人情報の取り扱いには十分注意するとともに、教職員の電話番号・メールアドレス等についても個人情報の保護に努める。
- 3 生徒への連絡は学校の電話を利用し、生徒の携帯電話等に直接電話・LINE・メール等を送ることは原則禁止とする。特別の場合は、校長の許可を得る。
- 4 教職員の校内での携帯電話等の取り扱いについては、原則職員室で保管する。教室等へ持ち出す場合は、校長の許可を得る。また、勤務時間中に私用目的で携帯電話等を使用しない。
- 5 体罰は、生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員や学校への信頼を失望させる行為であり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。同じく高圧的・一方的な生徒への指導は絶対に行わない。
- 6 生徒への個別面談や個別の学習指導の際は普通教室を使用し、準備室等の密室は使用しない。また、生徒指導で個別に指導するときは複数の教員で指導する。
- 7 生徒の送迎に教職員の車を使用せず、タクシーを使用する。やむを得ず教職員の車を使用する際には必ず校長の許可を得る。
- 8 各種会計の処理については、規定に基づいて行う。また、現金の集金は原則行わないようにする。やむを得ず厳禁集金する場合、その他現金の取扱いについては、複数の目で確認し厳正に行う。
※ 封筒などに入れ生徒から集金する場合は、中身を生徒の前で確認し誤解のないようにする。
- 9 リバート・プレゼントの受領等は厳に慎む。職務上利害関係のある業者からの金品の贈与はもとより、飲酒・ゴルフ等の接待は絶対に受けない。
- 10 射幸的行為はもとより、過度の飲酒・遊技を慎む。
- 11 交通法規違反は、違反本人はもとより教職員全体の信用を損なうことにもなるので、交通違反絶滅の誓いを新たにし、次のことに留意する。
 - (1) 安全運転の徹底
 - ・ 過労運転をしない。 ・ 制限速度を守る。 ・ 車間距離をとる。
 - ・ 無理な追い越しや割り込みをしない。 ・ シートベルトを必ず装着する。
 - ・ 一旦停止等安全確認を徹底する。 ・ 運転中、携帯電話を使用しない。
 - (2) 飲酒運転の絶滅 飲酒運転は、絶対にあってはならない行為である
 - ・ 飲酒の予定がある場所へは、車両等では出かける。
 - ・ 翌日までアルコールが体内に残存する場合もあるので、「二日酔い運転」「酒気帯び運転」にならないように気をつける。
 - (3) 事故発生時の適切な対応
 - ・ 警察へ直ちに届け出る。
 - ・ 被害者の救護措置や事後対応は、誠意をもって適切に行う。
 - ・ 校長か教頭へ速やかに事故の状況等を報告する。
- 12 ハラスメント等を正しく理解し、お互いを尊重して仕事ができる職場とすること。

・ 生徒・保護者向け相談窓口	養護教諭・教頭
・ セクシャルハラスメント窓口	養護教諭
・ パワーハラスメント窓口	生徒指導主事
・ 妊娠・出産・介護等その他のハラスメント窓口	養護教諭
・ 教育委員会相談窓口	学事係（64-1840）
- 13 不祥事の疑いがある場合は、速やかに管理職に報告・連絡・相談すること。
 - ・ コンプライアンス推進員 教頭